

水田活用の直接支払交付金 「5年水張りルール」について

福知山市地域農業再生協議会

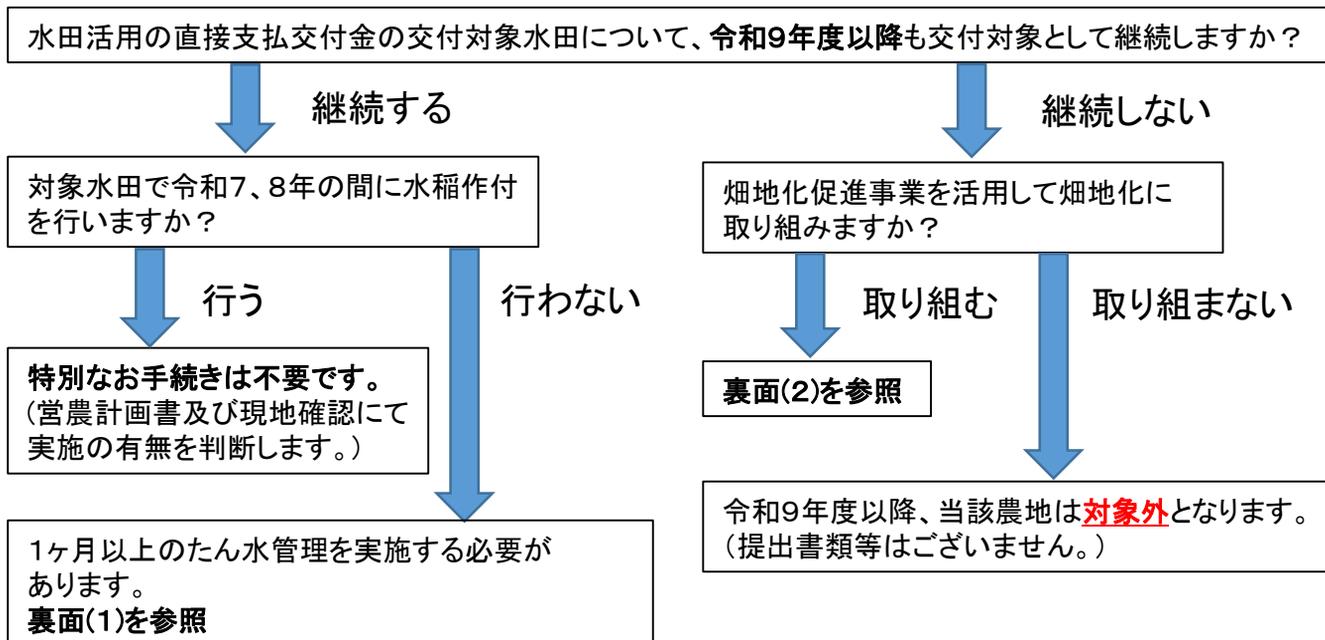
令和4年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象水田についての条件が見直され、
令和9年度から過去5年間一度も水張り(水稲作付等)が行われていない農地は**交付対象外**となります。
(災害復旧に関連する事業が実施されてる場合、基盤整備に関連する事業が実施されている場合を除く)

・5年水張りルールの具体例

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
ほ場A	野菜	大豆	麦	野菜	野菜	野菜 ※対象外	野菜 ※対象外
ほ場B	水稲	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆 ※対象外
ほ場C	野菜	麦	麦	野菜	たん水 管理	麦	麦

交付対象 (R13まで)

・対応確認フローチャート



福知山市地域農業再生協議会事務局(福知山市産業政策部農林業振興課内)

TEL 0773-24-7044 FAX 0773-23-6537

E-mail noushin@city.fukuchiyama.lg.jp

(1) 対象水田で令和7、8年の間に水稲作付けを行わない方

1ヶ月以上のたん水管理を行う必要があります！

・実施・確認の流れ

① 「たん水管理実施計画書」の提出(実施の5日前まで)



② 当該期間中に対象農地でのたん水管理(水張り)の実施



③ 協議会による現地確認(立ち合い不要)による水張りの確認(開始時・終了時)



④ 「たん水管理記録簿」の提出(たん水管理終了後)

提出書類

- ・(様式第1号)たん水管理実施計画書 ※実施の5日前までに提出
- ・(様式第2号)たん水管理記録簿 ※たん水管理終了後に提出



市役所農林業振興課窓口またはホームページからダウンロードできます。【福知山市HP】
ホームページURL: /soshiki/27/71441.html

(2) 畑地化促進事業を利用して畑地化に取り組む方

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む場合、畑地化促進事業の支援を受けることができます。(団地化、販売を目的とした栽培であること等の交付要件を満たす必要があります。)

※ただし、一度畑地化支援・定着促進支援の交付を受け畑地化した農地については、その後水田活用の直接支払交付金の対象外となりますのでご注意ください。

畑地化促進事業

対象作物	畑地化支援 (令和7年度単価)	定着促進支援 (令和7年度単価)
高収益作物 (野菜・果樹・花き等)	10.5万円/10a	2万円(※3万円)/10a×5年間 または 10万円(※15万円)/10a (一括)
畑作物 (麦・大豆・飼料作物・そば・子実用 とうもろこし等)	10.5万円/10a	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a (一括)

※内容は国の方針によって今後変更になる可能性があります。

※加工・業務用野菜等の場合